

品川区文化財保護条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年7月10日

品川区長 森 澤 恭 子

品川区条例第40号

品川区文化財保護条例の一部を改正する条例

品川区文化財保護条例（昭和５２年品川区条例第１８号）の一部を次のように改正する。

目次中 「第6章 品川区文化財保護審議会（第37条—第46条）
第7章 雑則（第47条—第50条）」 を 「第第第

6章 区登録文化財（第37条—第57条）

7章 品川区文化財保護審議会（第58条—第68条） に改める。

8章 雜則（第69条—第72条）

第1条中「第98条第2項」を「第182条第2項および第3項」に改め、
「のうち、区にとって重要なもの」を削る。

第2条第3号中「民俗芸能」の次に「、民俗技術」を加え、同条第4号中「古墳」の次に「、都城跡、城跡」を加え、「橋りよう」を「橋梁^{りよう}、峡谷、海浜、山岳」に、「植物」を「動物（生息地、繁殖地および渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 この条例で「管理責任者」とは、専ら文化財の所有者に代わり当該文化財の管理の責に任ずる者をいう。

第3条の見出しを「(区、区民等の責務)」に改め、同条第2項中「区民は」の次に「、区との協働により」を加え、「誠実に」を削る。

第4条第1項中「重要文化財に指定されたもの」の次に「(以下「重要文化財」という。)」を、「東京都指定有形文化財に指定されたもの」の次に「(以下「都指定有形文化財」という。)」を加える。

第5条第3項中「法第27条第1項の規定による重要文化財の指定があつたときまたは都条例第4条第1項の規定による東京都指定有形文化財」を「重要文化財または都指定有形文化財」に、「、解除された」を「解除された」に改める。

第6条第2項中「専ら自己に代わり」を削り、「の管理の責に任ずべき者(以下「管理責任者」という。)」を「について管理責任者」に改め、同条第4項中「管理責任者」を「第2項の規定により選任された管理責任者」に改める。

第13条第1項中「この条において」を削る。

第20条第1項中「第56条の3第1項」を「第71条第1項」に改め、「重要無形文化財に指定されたもの」の次に「(以下「重要無形文化財」という。)」を、「東京都指定無形文化財に指定されたもの」の次に「(以下「都指定無形文化財」という。)」を加える。

第21条第2項中「保持者が」を「区指定無形文化財の保持者が」に、「保持団体が」を「区指定無形文化財の保持団体が」に改め、同条第4項中「法第56条の3第1項の規定による重要無形文化財の指定があつたときまたは都条例第20条第1項の規定による東京都指定無形文化財」を「重要無形文化財または都指定無形文化財」に、「、解除された」を「解除された」に改め、同条第6項中「保持者が」を「区指定無形文化財の保持者が」に、「保持者の」を「区指定無形文化財の保持者の」に改める。

第２２条中「保持者が」を「区指定無形文化財の保持者が」に、「保持者または」を「当該保持者または」に、「保持団体が名称」を「区指定無形文化財の保持団体が名称」に改める。

第２３条第１項中「保持者」を「区指定無形文化財の保持者」に改める。

第２６条第１項中「第５６条の１０第１項」を「第７８条第１項」に改め、「重要有形民俗文化財に指定されたもの」の次に「（以下「重要有形民俗文化財」という。）」を、「東京都指定有形民俗文化財に指定されたもの」の次に「（以下「都指定有形民俗文化財」という。）」を、「重要無形民俗文化財に指定されたもの」の次に「（以下「重要無形民俗文化財」という。）」を、「東京都指定無形民俗文化財に指定されたもの」の次に「（以下「都指定無形民俗文化財」という。）」を加える。

第２７条第４項中「法第５６条の１０第１項の規定による」を削り、「の指定があつたときまたは都条例第２６条第１項の規定による東京都指定有形民俗文化財もしくは東京都指定無形民俗文化財」を「または都指定有形民俗文化財もしくは都指定無形民俗文化財」に、「解除された」を「解除された」に改める。

第３３条第１項中「第６９条第１項」を「第１０９条第１項」に改め、「または天然記念物に指定されたもの」の次に「（以下「史跡名勝天然記念物」という。）」を、「東京都指定史跡旧跡名勝天然記念物に指定されたもの」の次に「（以下「都指定史跡旧跡名勝天然記念物」という。）」を加える。

第３４条第２項中「法第６９条第１項の規定による史跡、名勝もしくは天然記念物の指定があつたときまたは都条例第３３条第１項の規定による東京都指定史跡旧跡名勝天然記念物の指示」を「史跡名勝天然記念物または都指定史跡

旧跡名勝天然記念物の指定」に、「、解除された」を「解除された」に改める。

第 35 条中「次条で準用する第 6 条第 2 項の規定により選任した」を削る。

第 50 条を第 72 条とし、同条の前に次の 1 条を加える。

(申出)

第 71 条 何人も、区と密接な関係のある文化財と思料されるものについて、委員会に対し、区指定文化財の指定および区登録文化財の登録に係る申出をすることができる。

第 49 条を第 70 条とし、第 48 条を削る。

第 47 条中「区指定史跡名勝天然記念物」の次に「ならびに区登録有形文化財等」を加え、「区指定の」を削り、同条を第 69 条とする。

第 7 章を第 8 章とする。

第 46 条を第 68 条とし、第 41 条から第 45 条までを 22 条ずつ繰り下げ、第 40 条を第 62 条とし、同条の前に次の 1 条を加える。

(審議会への意見聴取)

第 61 条 委員会は、区登録文化財の登録およびその登録の解除をしようとするときは、あらかじめ審議会に意見を聴かなければならない。

第 39 条を第 60 条とする。

第 38 条中「諮問」の次に「または意見聴取」を加え、同条を第 59 条とする。

第 37 条を第 58 条とする。

第 6 章を第 7 章とする。

第 5 章の次に次の 1 章を加える。

第6章 区登録文化財

(登録)

第37条 委員会は、区の区域内に存する文化財（次に掲げるものを除く。）であつて、委員会が別に定める基準に基づきその文化財としての価値に鑑み保存および活用のための措置が特に必要と認めたものを、品川区登録文化財（以下「区登録文化財」という。）として品川区登録文化財台帳に登録することができる。

(1) この条例の規定により指定された文化財（以下「区指定文化財」という。）

として次に掲げるもの

- ア 区指定有形文化財
- イ 区指定無形文化財
- ウ 区指定有形民俗文化財
- エ 区指定無形民俗文化財
- オ 区指定史跡名勝天然記念物

(2) 法の規定により指定された文化財として次に掲げるもの

- ア 重要文化財
- イ 重要無形文化財
- ウ 重要有形民俗文化財
- エ 重要無形民俗文化財
- オ 史跡名勝天然記念物

(3) 法の規定により登録された文化財として次に掲げるもの

- ア 法第57条第1項の規定により登録された有形文化財

- イ 法第 76 条の 7 第 1 項の規定により登録された無形文化財
- ウ 法第 90 条第 1 項の規定により登録された有形の民俗文化財
- エ 法第 90 条の 5 第 1 項の規定により登録された無形の民俗文化財
- オ 法第 132 条第 1 項の規定により登録された記念物

(4) 都条例の規定により指定された文化財として次に掲げるもの

- ア 都指定有形文化財
- イ 都指定無形文化財
- ウ 都指定有形民俗文化財
- エ 都指定無形民俗文化財
- オ 都指定史跡旧跡名勝天然記念物

2 区登録文化財の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 品川区登録有形文化財（以下「区登録有形文化財」という。）
- (2) 品川区登録無形文化財（以下「区登録無形文化財」という。）
- (3) 品川区登録有形民俗文化財（以下「区登録有形民俗文化財」という。）
- (4) 品川区登録無形民俗文化財（以下「区登録無形民俗文化財」という。）
- (5) 品川区登録記念物（以下「区登録記念物」という。）

3 第 1 項の規定による区登録文化財の登録には、次の各号に掲げる区登録文化財の種類に応じ、当該各号に定める規定を準用する。

- (1) 区登録有形文化財、区登録有形民俗文化財および区登録記念物（以下「区登録有形文化財等」という。） 第 4 条第 2 項から第 5 項まで（この場合において、同項中「指定書」とあるのは、「登録書」と読み替えるものとする。）
- (2) 区登録無形文化財 第 20 条第 2 項から第 5 項まで

(3) 区登録無形民俗文化財 第26条第3項および第4項

(解除)

第38条 区登録文化財についてその保存および活用のための措置を講ずる必要がなくなつた場合その他特殊の事由があるときは、委員会は、その登録を解除することができる。

2 前項の規定による区登録文化財の登録の解除には、次の各号に掲げる区登録文化財の種類に応じ、当該各号に定める規定を準用する。

(1) 区登録有形文化財等 第5条第2項および第5項（この場合において、同項中「指定書」とあるのは、「登録書」と読み替えるものとする。）

(2) 区登録無形文化財 第21条第3項

(3) 区登録無形民俗文化財 第27条第3項および第7項

3 区登録文化財について、前条第1項第1号、第2号もしくは第4号に掲げるものの指定または同項第3号に掲げるものの登録があつたときは、当該区登録文化財の登録は解除されたものとする。

4 前項の規定による区登録文化財の登録の解除には、次の各号に掲げる区登録文化財の種類に応じ、当該各号に定める規定を準用する。

(1) 区登録有形文化財等 第5条第4項および第5項（この場合において、同項中「指定書」とあるのは、「登録書」と読み替えるものとする。）

(2) 区登録無形文化財 第21条第5項

(3) 区登録無形民俗文化財 第27条第6項および第7項

5 第21条第2項および第6項の規定は、区登録無形文化財の保持者および保持団体について準用する。

- 6 前項で準用する第21条第2項の規定による区登録無形文化財の保持者または保持団体の認定の解除は、その旨を告示するとともに、当該区登録無形文化財の保持者または保持団体の代表者に通知してする。

(所有者の管理義務および管理責任者)

第39条 区登録有形文化財等の所有者は、この条例ならびに委員会規則およびこの条例に基づいてする委員会の指示に従い、区登録有形文化財等を管理しなければならない。

- 2 区登録有形文化財等の所有者は、特別の事由があるときは、当該区登録有形文化財等について管理責任者を選任することができる。

- 3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、所有者は、速やかにその旨を委員会に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も同様とする。

- 4 第2項の規定により選任された管理責任者には、第1項の規定を準用する。

(所有者の変更等)

第40条 区登録有形文化財等の所有者が変更したときは、新所有者は、速やかにその旨を委員会に届け出なければならない。

- 2 区登録有形文化財等の所有者または管理責任者は、その氏名もしくは名称または住所を変更したときは、速やかにその旨を委員会に届け出なければならない。

(保持者の氏名変更等)

第41条 区登録無形文化財の保持者が氏名もしくは住所を変更し、または死亡したときその他委員会規則の定める事由があるときは、当該保持者または

その相続人は、速やかにその旨を委員会に届け出なければならない。区登録無形文化財の保持団体が名称、事務所の所在地もしくは代表者を変更し、構成員に異動を生じ、または解散したときも、代表者（保持団体が解散した場合にあつては、代表者であつた者）について、同様とする。

（滅失、き損等）

第42条 区登録有形文化財等の全部または一部が滅失し、もしくはき損し、またはこれを亡失し、もしくは盗み取られたときは、所有者（管理責任者がある場合は、その者）は、速やかにその旨を委員会に届け出なければならない。

（所在の変更）

第43条 区登録有形文化財または区登録有形民俗文化財の所在の場所を変更しようとするときは、所有者（管理責任者がある場合は、その者）は、あらかじめその旨を委員会に届け出なければならない。ただし、委員会規則で定める場合には、届出を要せず、または所在の場所を変更した後届け出ることをもって足りる。

（土地の所在等の異動の届出）

第44条 区登録記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目または地積に異動があつたときは、所有者（管理責任者がある場合は、その者）は、速やかにその旨を委員会に届け出なければならない。

（管理または修理の補助）

第45条 区登録有形文化財等の管理または修理につき多額の経費を要し、所有者がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合には、区は、そ

の経費の一部に充てさせるため、当該所有者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

- 2 前項の規定により補助金を交付する場合には、第 10 条第 2 項および第 11 条の規定を準用する。

(管理または修理に関する勧告)

第 46 条 区登録有形文化財等の管理が適当でないため当該区登録有形文化財等が滅失し、き損し、または盗み取られるおそれがあると認められるときは、委員会は、所有者または管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を勧告することができる。

- 2 区登録有形文化財等がき損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、委員会は、所有者に対しその修理について必要な勧告をすることができる。

- 3 前 2 項の規定による勧告に基づいてする措置または修理のために要する費用は、予算の範囲内でその全部または一部を区の負担とすることができる。

- 4 前項の規定により区が費用の全部または一部を負担する場合には、第 10 条第 2 項および第 11 条の規定を準用する。

(有償譲渡の場合の納付金)

第 47 条 区が修理等につき第 45 条第 1 項の規定により補助金を交付し、または前条第 3 項の規定により費用を負担した区登録有形文化財等のその当時における所有者またはその相続人、受遺者もしくは受贈者は、補助または費用負担に係る修理等が行われた後当該区登録有形文化財等を有償で譲り渡した場合においては、当該補助金または負担金の額の合計額から当該修理等が

行われた後当該区登録有形文化財等の修理等のため自己の費した金額を控除して得た金額を区に納付しなければならない。

2 第13条第2項の規定は、前項の場合について準用する。

3 補助または費用負担に係る修理等が行われた後、当該区登録有形文化財等を区に譲り渡した場合その他特別の事情がある場合には、区は、第1項の規定により納付すべき金額の全部または一部の納付を免除することができる。

(保存)

第48条 委員会は、区登録無形文化財の保存のため必要があると認めるときは、区登録無形文化財について自ら記録の作成、伝承者の養成その他その保存のため適当な措置をとることができるものとし、区は、区登録無形文化財の保持者または保持団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

2 委員会は、区登録無形民俗文化財の保存のため必要があると認めるときは、区登録無形民俗文化財について自ら記録の作成その他その保存のため適当な措置をとることができるものとし、区は、その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

3 前2項の規定により補助金を交付する場合には、第10条第2項および第11条の規定を準用する。

(現状変更の届出等)

第49条 区登録有形文化財または区登録記念物に関しその現状を変更し、またはその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、所有者は、あらか

じめその旨を委員会に届け出なければならない。ただし、第45条第1項の規定による補助金の交付または第46条第2項の規定による勧告を受けて修理を行う場合は、この限りでない。

- 2 区登録有形文化財または区登録記念物の保護上必要があると認めるときは、委員会は、前項の届出に係る現状変更または保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

(区登録有形民俗文化財の保護)

第50条 区登録有形民俗文化財に関しその現状を変更し、またはその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、あらかじめその旨を委員会に届け出なければならない。

- 2 区登録有形民俗文化財の保護上必要があると認めるときは、委員会は、前項の届出に係る現状変更または保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

(公開)

第51条 委員会は、区登録有形文化財または区登録有形民俗文化財の所有者に対し、6カ月以内の期間を限って、委員会の行う公開の用に供するため当該区登録有形文化財または区登録有形民俗文化財を出品することを勧告することができる。

- 2 委員会は、区登録有形文化財または区登録有形民俗文化財の所有者に対し、3カ月以内の期間を限って、当該区登録有形文化財または区登録有形民俗文化財の公開を勧告することができる。

- 3 第1項の規定による出品のために要する費用は、区の負担とし、前項の規

定による公開のために要する費用は、予算の範囲内でその全部または一部を区の負担とすることができる。

4 区は、第1項の規定により出品した所有者に対し、謝礼金を支給することができる。

5 委員会は、第1項の規定により区登録有形文化財または区登録有形民俗文化財が出品されたときは、その職員のうちから当該区登録有形文化財または区登録有形民俗文化財の管理の責に任ずべき者を定めなければならない。

6 委員会は、第2項の規定による公開および当該公開に係る区登録有形文化財または区登録有形民俗文化財の管理に関し必要な指示をするとともに、必要があると認めるときは、当該管理について指揮監督することができる。

7 第1項または第2項の規定により出品し、または公開したことに起因して当該区登録有形文化財または区登録有形民俗文化財が滅失し、またはき損したときは、区は、所有者に対しその通常生ずべき損失を補償する。ただし、所有者の責に帰すべき事由によつて滅失し、またはき損した場合は、この限りでない。

8 第3項の規定により区が費用の全部または一部を負担する場合には、第11条の規定を準用する。

第52条 前条第2項の規定による公開の場合を除き、区登録有形文化財または区登録有形民俗文化財の所在の場所を変更してこれを公衆の観覧に供するため第43条の規定による届出があつた場合には、前条第6項の規定を準用する。

第53条 委員会は、区登録無形文化財の保持者または保持団体に対し区登録

無形文化財の公開を、区登録無形文化財の記録の所有者に対しその記録の公開を勧告することができる。

2 前項の規定による区登録無形文化財の公開には、第16条第3項後段、第6項および第8項の規定を準用する。

3 区は、第1項の規定による区登録無形文化財の記録の公開に要する費用の一部を予算の範囲内で負担することができる。

4 前項の規定により区が費用の一部を負担する場合には、第10条第2項および第11条の規定を準用する。

第54条 委員会は、区登録無形民俗文化財の記録の所有者に対し、その記録の公開を勧告することができる。

2 前項の規定による公開には、第24条第3項および第4項の規定を準用する。

(保存に関する助言等)

第55条 委員会は、区登録無形文化財にあつては当該区登録無形文化財の保持者または保持団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、区登録無形民俗文化財にあつては当該区登録無形民俗文化財の保存に当たることを適当と認める者に対し、それらの保存のために必要な助言または勧告をすることができる。

(調査)

第56条 委員会は、必要があると認めるときは、区登録有形文化財等の所有者または管理責任者に対し、当該区登録有形文化財等の現状または管理もしくは修理の状況につき報告を求めることができる。

(所有者変更に伴う権利義務の承継)

第57条 区登録有形文化財等の所有者が変更したときは、新所有者は、当該区登録有形文化財等に関しこの条例に基づいてする委員会の勧告、指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。

2 前項の場合には、旧所有者は、当該区登録有形文化財等の引渡しと同時にその登録書を新所有者に引き渡さなければならない。

付 則

この条例は、令和8年8月1日から施行する。